

# 電気通信事業法の技術基準の構成

# 電気通信事業法の構成

(目的)

第一条 この法律は、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もって電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 電気通信事業

第一節 総則（第六条—第八条）

第二節 事業の登録等（第九条—第十八条）

第三節 業務（第十九条—第四十条）

第四節 電気通信設備

第一款 電気通信事業の用に供する電気通信設備（第四十一条—第五十一条）

第二款 端末設備の接続等（第五十二条—第七十三条）

第五節 指定試験機関等

第一款 指定試験機関（第七十四条—第八十五条）

第二款 登録認定機関（第八十六条—第百三条）

第三款 承認認定機関（第百四条・第百五条）

第六節 基礎的電気通信役務支援機関（第百六条—第百十六条）

第三章 土地の使用等

第一節 事業の認定（第百七条—第百二十七条）

第二節 土地の使用（第百二十八条—第百四十三条）

第四章 電気通信事業紛争処理委員会

第一節 設置及び組織（第百四十四条—第百五十三条）

第二節 あつせん及び仲裁（第百五十四条—第百五十九条）

第三節 諮問等（第百六十条—第百六十二条）

第五章 雑則（第百六十三条—第百七十六条）

第六章 罰則（第百七十七条—第百九十三条）

附則

# — 事業用電気通信回線設備の技術基準概要 —

# 電気通信事業法の技術基準の概要（事業用電気通信回線設備）

技術基準の内容と対象設備	技術基準の5原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 設備の損壊又は、故障による役務の提供に著しい支障を及ぼさない。</li> <li>② 役務の品質が適正である。</li> <li>③ 通信の秘密を侵されない。</li> <li>④ 利用者又は他の事業者の接続する設備を損傷し、機能に障害を与えない。</li> <li>⑤ 他の電気通信設備との責任の分界が明確である。</li> </ul> <p>※ 具体的な技術基準は事業用電気通信設備規則に規定。</p>
	対象設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>①電気通信回線設備を設置する事業者の設備 ※1</li> <li>②基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者の当該役務用の設備 ※2</li> </ul> <p>※1 当該事業者のみならず、他の事業者がサービスを提供する上での基盤となる重要な設備          ※2 国民生活や社会経済活動において不可欠な通信手段であるユニバーサルサービスの設備</p>
担保措置	電気通信主任技術者	選任届出義務（§45） （省令で定める小規模な設備等の要件を満足している場合は適用除外）
	管理規程	作成届出義務（§44）
	技術基準適合確認	事業者による自己確認（確認結果の届出義務）（§42）
	技術基準適合命令	総務大臣が、設備の改修・改造、使用の制限等を命令（§43）

# 事業用電気通信設備規則の全体イメージ

(電気通信設備の維持)

- 第四十一条 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その電気通信事業の用に供する電気通信設備（その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして総務省令で定めるものを除く。）を**総務省令で定める技術基準**に適合するように維持しなければならない。
- 2 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備（前項に規定する電気通信設備を除く。）を**総務省令で定める技術基準**に適合するように維持しなければならない。
- 3 **前二項の技術基準**は、これにより次の事項が確保されるものとして定められなければならない。
- 一 電気通信設備の損壊又は故障により、電気通信役務の提供に著しい支障を及ぼさないようにすること。
  - 二 電気通信役務の品質が適正であるようにすること。
  - 三 通信の秘密が侵されないようにすること。
  - 四 利用者又は他の電気通信事業者の接続する電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること。
  - 五 他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界が明確であるようにすること。

## 電気通信回線設備を設置する事業者の設備・ユニバーサルサービスの設備に適用

**設備の損壊・故障の対策（原則1）**（事業用電気通信回線設備の防護措置、故障検出、異常ふくそう対策、電源設備等）

※アナログ電話、ISDN、OAB～JIP電話、携帯電話については **+** 予備機器、停電対策、耐震対策等

**通信の秘密の確保（原則3）**（通信内容の秘匿措置、蓄積情報保護）

**他の網、端末への損傷防止（原則4）**（損傷防止、機能障害の防止、漏えい対策、保安装置、異常ふくそう対策）

**他の電気通信設備との責任の分界（原則5）**（分界点、機能確認）

適正な品質の確保  
(原則2)

アナログ電話用設備に対する規定 \* 信号極性、信号総受話条件、通話品質 等

アナログ電話相当の設備に対する規定 (ISDN、IP電話 (OAB～J番号)) \* 通話品質、接続品質、安定品質、総合品質

携帯電話等の設備に対する規定 \* 基本機能、通話品質、接続品質 等

その他の音声伝送用設備に対する規定 (IP電話 (050番号)等) \* 基本機能、通話品質、接続品質

直営の端末設備に対する規定 \* 端末設備等規則を準用

# — 端末設備の技術基準概要 —

# 電気通信事業法の技術基準（端末設備）

（端末設備の接続の技術基準）

第五十二条 電気通信事業者は、利用者から端末設備（電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であつて、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内であるものをいう。以下同じ。）をその電気通信回線設備（その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして総務省令で定めるものを除く。第六十九条及び第七十条において同じ。）に接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続が**総務省令で定める技術基準**（当該電気通信事業者又は当該電気通信事業者とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者であつて総務省令で定めるものが総務大臣の認可を受けて定める技術的条件を含む。次項及び第六十九条において同じ。）に適合しない場合その他総務省令で定める場合を除き、その請求を拒むことができない。

2 **前項の技術基準**は、これにより次の事項が確保されるものとして定められなければならない。

- 一 電気通信回線設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること。
- 二 電気通信回線設備を利用する他の利用者に迷惑を及ぼさないようにすること。
- 三 電気通信事業者の設置する電気通信回線設備と利用者の接続する端末設備との責任の分界が明確であるようにすること。

（端末設備の接続の検査）

第六十九条 利用者は、第五十三条第二項（第百四条第四項において準用する場合を含む。）、第五十八条（第百四条第七項において準用する場合を含む。）又は第六十五条の規定により表示が付されている端末機器（第五十五条第一項（第六十一条、前条並びに第百四条第四項及び第七項において準用する場合を含む。）の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。）を接続する場合その他総務省令で定める場合を除き、電気通信事業者の電気通信回線設備に端末設備を接続したときは、当該電気通信事業者の検査を受け、その接続が第五十二条第一項の技術基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、端末設備に異常がある場合その他電気通信役務の円滑な提供に支障がある場合において必要と認めるときは、利用者に対し、その端末設備の接続が第五十二条第一項の技術基準に適合するかどうかの検査を受けるべきことを求めることができる。この場合において、当該利用者は、正当な理由がある場合その他総務省令で定める場合を除き、その請求を拒んではならない。
- 3 前二項の検査に従事する者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（自営電気通信設備の接続）

第七十条 電気通信事業者は、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者からその電気通信設備（端末設備以外のものに限る。以下「自営電気通信設備」という。）をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、その請求を拒むことができない。

- 一 その自営電気通信設備の接続が、**総務省令で定める技術基準**（当該電気通信事業者又は当該電気通信事業者とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者であつて総務省令で定めるものが総務大臣の認可を受けて定める技術的条件を含む。）に適合しないとき。
  - 二 その自営電気通信設備を接続することにより当該電気通信事業者の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて当該電気通信事業者が総務大臣の認定を受けたとき。
- 2 第五十二条第二項の規定は前項第一号の技術基準について、前条の規定は同項の請求に係る自営電気通信設備の接続の検査について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「第五十二条第一項の技術基準」とあるのは、「第七十条第一項第一号の技術基準（同号の技術的条件を含む。）」と読み替えるものとする。

# 端末設備等規則の全体イメージ

## 端末設備等規則の構成

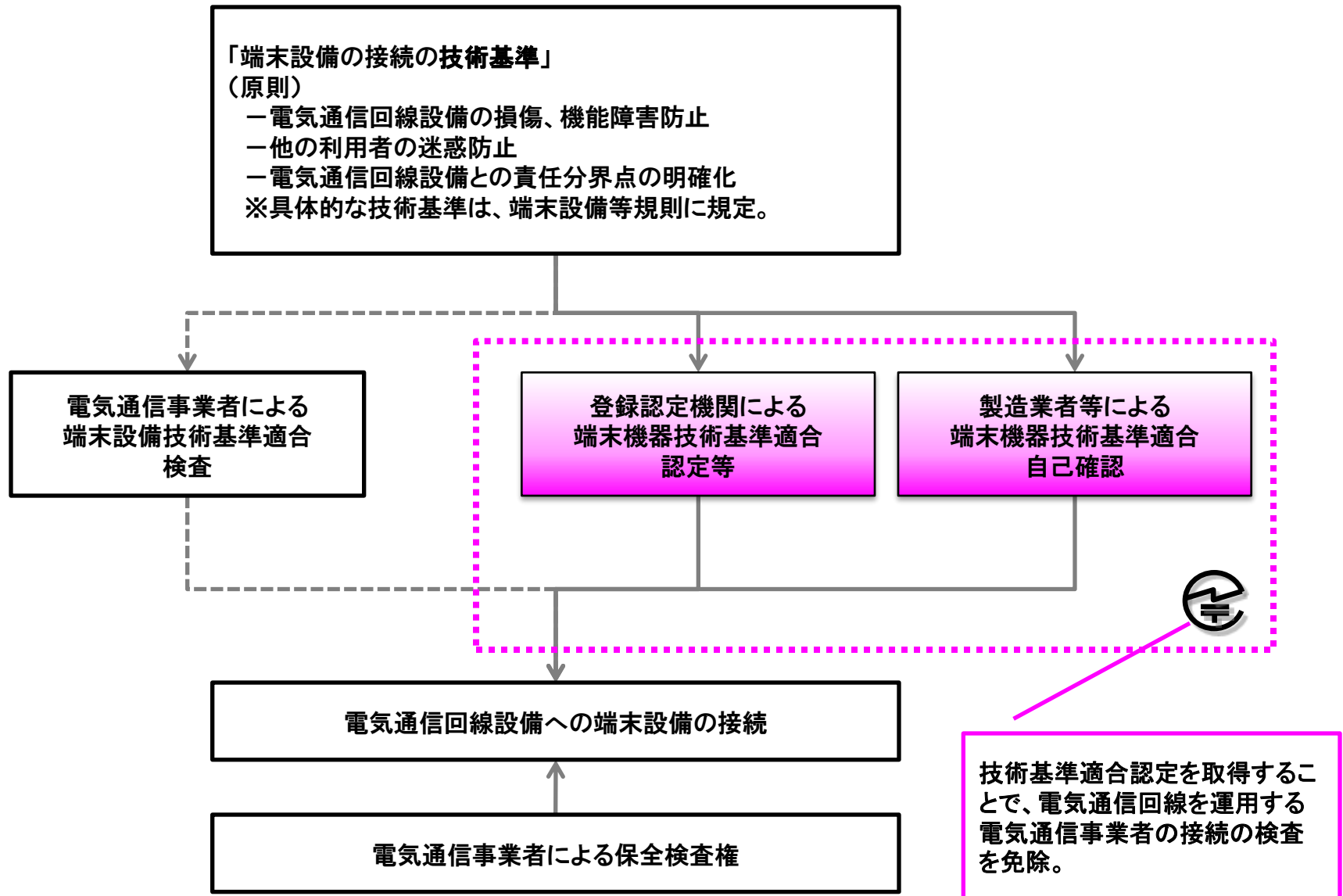
## 対象端末

## 主な規定内容

(端末設備に求められる基準全般)		
第1章 総則 (第1条・第2条)		
第2章 責任の分界 (第3条)		
第3章 安全性等 (第4条～第9条)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・漏えいする通信の識別禁止</li> <li>・配線設備等</li> <li>・端末設備内において電波を使用する端末設備</li> </ul>
(個別の端末設備に係る規定)		
第4章 電話用設備に接続される端末設備		<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的機能、・発信の機能、・選択信号の条件</li> <li>・直流回路の電気的条件等、・送出電力</li> <li>・漏話減衰量、・特殊なアナログ電話端末</li> </ul>
第1節 アナログ電話端末 (第10条～第16条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アナログ電話端末</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的機能、・発信の機能、・送信タイミング</li> <li>・ランダムアクセス制御、・位置登録制御</li> </ul>
第2節 移動電話端末 (第17条～第32条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話</li> <li>・PHS</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・送信停止に従う機能</li> <li>・受信レベル等の劣化時の自動的な送信停止機能</li> <li>・故障時の自動的な送信停止機能</li> <li>・重要通信確保のための機能</li> <li>・移動電話端末固有情報の変更を防止する機能</li> <li>・アナログ電話端末等と通信する場合の送出電力等</li> </ul>
第5章 無線呼出用設備に接続される端末設備 (第33条・第34条)		
第6章 総合デジタル通信用設備に接続される端末設備 (第34条の2～第34条の6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ISDN端末</li> </ul>	
第7章 専用設備又はデータ通信用設備に接続される端末設備 (第34条の7・第34条の8)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スプリッタ</li> <li>・ルータ</li> <li>・IP電話機</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的機能、・発信の機能、・電気的条件等</li> <li>・アナログ電話端末等と通信する場合の送出電力等</li> <li>・特殊な総合デジタル通信端末</li> </ul>
第8章 特殊な端末設備 (第35条)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気的条件等、・漏話減衰量</li> </ul>
(その他)		
第9章 自営電気通信設備 (第36条)		



# 端末設備の技術基準適合認定等の概要



# 端末設備の技術基準適合認定等の仕組み

## 技術基準適合認定とは

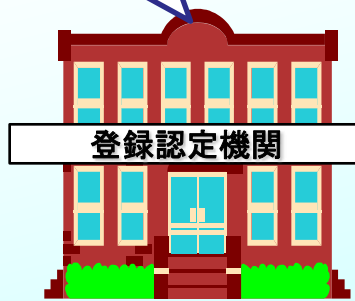
- 電気通信機器の技術基準への適合性について、法令に基づいて民間の登録認定機関が認定・証明すること。
- 技術基準は、電気通信回線設備の損傷防止等を目的に制定

### 認証の流れ



製造業者等による  
技術基準適合認定  
の申請

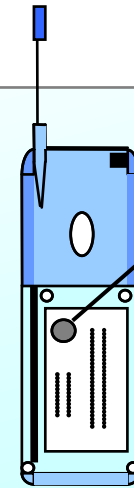
端末機器又は設計図により  
技術基準への適合性を審査



登録認定機関

日本国内

合格  
(認定)



携帯電話の裏蓋



技術基準への  
適合性を示す  
マーク

# (参考) 関係法律・省令の参照先

電気通信事業法 : <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S59/S59HO086.html>

事業用電気通信設備規則 : <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S60/S60F04001000030.html>

端末設備等規則 : <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S60/S60F04001000031.html>